

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業負担金	①エネルギー価格・原油価格など燃料価格の高騰により電気代が高騰し、経営の負担が増加している社会福祉施設等に向けて県が実施する事業に対し市が負担金を支出する(県1/2・市1/2)。 ②③ ・介護事業所 60施設程度 3,169千円 ・障がい者施設等 6施設 619千円 ・保育施設等 11施設 370千円 【その他財源内訳】 一般財源 1,158千円 ④社会福祉施設等(公共施設除く)	R8.4	R9.3
2	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通事業者物価高騰対策支援事業	①燃料価格や車両の維持費等の高騰による経営の負担を軽減するため、バス事業者、タクシー事業者に対して、上限を定めて燃料代等を支援する。 ②③ タクシー業者 100,000円×10台×2社=2,000,000円 バス業者 5,000,000円×1社=5,000,000円 ④公共交通事業者	R8.4	R9.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	離島住民生活支援事業	①エネルギー価格や食料品等の物価高騰により離島生活の基礎となる通院・買い物等の移動控えが生じないよう、生活の経済的負担を軽減するため、島民に対して航路の回数券を交付し、島民の移動を支援する。 ②③ 島民1世帯あたり、回数券(11枚つづり、8,800円)を交付する。 無垢島 13世帯×8,800円=114,400円 保戸島 308世帯×8,800円=2,710,400円 【その他財源内訳】 一般財源 325千円 ④無垢島・保戸島に住民票があり、かつ実際に居住している島民	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育料支援事業	①エネルギー価格や食料品等の物価高騰により、経済的な負担が以前にも増して厳しくなっている子育て世帯の負担を軽減するため、保育料の全額を支援するもの。 ②③ 園児数:242人 平均月額 1,194,100円×12月=14,329,000円 【その他財源内訳】 一般財源 4,329千円 ④保育所、認定こども園等に入所する子どもの保護者(保育所、認定こども園を経由または減免)	R8.4	R9.3
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	放課後児童クラブ利用料負担軽減事業	①エネルギー価格や食料品等の物価高騰により、経済的な負担が以前にも増して厳しくなっている子育て世帯の負担を軽減するため、放課後児童クラブの基本利用料の全額を減額するもの。 ②③ 対象児童数:259人 平均月額 433,420円×12月=5,201,000円 【その他財源内訳】 一般財源 1,701千円 ④放課後児童クラブを利用する児童の保護者(放課後児童クラブの運営者を経由)	R8.4	R9.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	放課後児童クラブ物価高騰対策支援事業	①人件費や光熱水費の高騰により運営が厳しくなっている放課後児童クラブの運営が継続できるよう、放課後児童クラブに補助金を交付し支援するもの。 ②③ 対象クラブ:4クラブ 480,000円×1クラブ 418,000円×1クラブ 420,000円×1クラブ 376,000円×1クラブ 計 1,694,000円 【その他財源内訳】 一般財源 194千円 ④放課後児童クラブ運営者 ※人件費高騰含め各クラブが試算した赤字額の補填	R8.4	R9.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	上下水道使用料及び簡易水道使用料減免事業	①エネルギー価格や食料品等の物価高騰による市民の負担を軽減するため、R8.4検針分(R8.5請求分)から半年分の上水道使用料及び簡易水道使用料の基本料金分を減免する。 ②③ 上水道 5,519,360円×6か月=33,116,160円 簡易水道 495,110円×6か月=2,970,660円 料金減免に伴うシステム改修費 1,540千円 計 37,626,820円 【その他財源内訳】 一般財源 2,635千円 ④市内給水使用者(公共施設を除く。)	R8.5	R8.10

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業者物価高騰対策事業	①肥料や農薬、出荷費用の高騰による経営の負担を軽減するため、認定農業者及び認定新規就農者に対して、上限を定めて肥料代及び農薬代等を支援する。 ②③ 支援する額:肥料代、農薬、出荷費用等の金額の1/2(上限10万円、20万円) 令和6年度の販売金額が8,000千円を超える者は上限を20万円 上限10万円×40人=4,000千円 上限20万円×5人=1,000千円 計5,000千円 【その他財源内訳】 一般財源 1,000千円 ④認定農業者、認定新規就農者	R8.4	R9.3
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産事業者物価高騰対策支援事業	①燃料価格や船舶の維持費等の高騰による経営の負担を軽減するため、漁協組合員に対して、上限を定めて燃料代を支援する。 ②③ 支援する額:燃料代の1/2(上限 マグロ:50万円 法人:30万円 個人:10万円) マグロ 50万円×6社=3,000千円 法人 30万円×3社=900千円 個人 10万円×91人=9,100千円 ※対象者数は、R5実績を参考 【その他財源内訳】 一般財源 2,000千円 ④漁協正組合員で前年の漁業収入が60万円以上の者	R8.4	R9.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	運送事業者物価高騰対策支援事業	①エネルギー等(重油・潤滑油等々)の高騰などにより維持管理費が増大し、経営が厳しい一般貨物自動車・海運運送事業者に対し、支援金を交付するもの。 ②③ (陸上分) 大型トラック等 1台当たり 10万円 小型トラック 1台当たり 3万円 1社当たり上限100万円 100万円×5社 10万円×11台 3万円×10台=640万円 (海運) 大型船舶所有 1社100万円 小型船舶所有 30万円 100万円×10社 30万円×2社 =1,060万円 計 1,700万円 【その他財源内訳】 一般財源 2,000千円 ④運送事業者	R8.4	R8.12
11	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	小規模事業者物価高騰対策環境整備支援事業	①エネルギー価格や物価高騰などの影響で経営が厳しい小規模事業者等の事業継続を支援するため、省エネ対策を目的とした店舗等改修、備品購入などの環境整備を行う事業者に対して支援するもの。 ②③ 補助金額:店舗改修や備品購入等の省エネ対策に係る経費×5分の4(上限額:200,000円) 200,000円×100事業所=20,000,000円 【その他財源内訳】 一般財源 4,000千円 ④小規模事業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。	R8.4	R9.3
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ④消費下支え等を通じた生活者支援	消費喚起促進事業	①エネルギー価格や食料品等の物価高騰による市民の負担を軽減するため、食料品等の購入も可能なポイント還元事業により、経済的な負担軽減を図るとともに域内経済の活性化も図る。 ②③キャッシュレス決済ポイント還元率:20% ポイント還元分・業務委託料:5,000,000円 【その他財源内訳】 一般財源 2,000千円 ④決済事業者を通じての市内事業者及び市民など	R8.4	R9.3
13	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	高齢者外出応援事業	①エネルギー価格や食料品等の物価高騰の影響を受ける高齢者等の移動控えが生じないよう支援するため、免許を返納した高齢者等に対して路線バス・乗合タクシーの回数券を配布する。 ②③ 対象者:免許を返納した高齢者等 事業費:回数券10,000円×交付対象見込み者数100人=1,000,000円 【その他財源内訳】 一般財源 500千円 ④免許を返納する65歳以上の市民	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	④消費下支え等を通じた生活者支援	特殊詐欺等被害防止対策事業	①物価高騰の影響による生活の困窮や経済的な行き詰まりから生じる犯罪から市民生活を守るため、家庭用防犯カメラや防犯機能の付いた電話機の購入費用を支援する。 ②③ 補助対象経費 家庭用防犯カメラ 1世帯当たり上限20千円 電話機等 1世帯当たり上限10千円 事業費 防犯カメラ 20千円×25世帯+ 電話機等 10千円×50世帯= 1,000,000円 ※県補助金2分の1 【その他財源内訳】 一般財源 200千円 県補助金 500千円 ④市内在住者(満60歳以上の方がいる世帯)	R8.4	R9.3
15	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰に伴う学校給食費支援事業	①エネルギー価格や食料費の高騰による小中学校の給食の質の低下や量の減少を防ぎ、小中学生の健全な育成を図るため、各小中学校における基準の給食費と物価高騰による実際の給食費との差額分を支援する。 ②③ 小学校の基準給食費 5,200円 実給食費負担額 5,880円 差額680円 $680円 \times 441人 \times 11月 = 3,298,680円$ 中学校の基準給食費 5,700円 実給食費負担額 6,580円 差額880円 $880円 \times 300人 \times 11月 = 2,904,000円$ 計 6,202,680円 ④小学校児童・中学校生徒保護者等(学校給食運営協議会等経由)(教員分は除く。)	R8.4	R9.3
16	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援	中学校給食費保護者負担軽減事業	①エネルギー価格や食料品等の物価高騰により、経済的な負担が以前にも増して厳しくなっている子育て世帯の負担を軽減するため、中学校における基準の給食費分を支援する。 ②③ 中学校の基準給食費 5,700円×300人×11月=18,810,000円 【その他財源内訳】 一般財源 千円 ④中学校生徒の保護者(学校給食運営協議会等経由)(教員分は除く。)	R8.4	R9.3